

## 12月11日付要望書に対する回答について

令和2年12月25日  
文部科学省総合教育政策局  
国際教育課

### 要望①：

- ・派遣が見送られている・見送られた地域の日本人学校で働く派遣教師に対し、危険手当やコロナ対応手当など、必要かつ十分な給付の実施を望みます
- ・本年度の教員派遣ができていない地域の在外教育施設で勤務する教員に対し、御要望の「危険手当」や「コロナ対応手当」などを給付することについては、同じく海外で勤務する外務公務員等においてもそのような手当がないことなどから、困難であると考えておりますが、文部科学省としては、引き続き、在勤基本手当等の確実な支給を通じて、派遣教員に対する丁寧な支援に努めてまいりたいと考えております。
- ・なお、本年度派遣予定者482名中、12月24日時点で、派遣ができていない教員は21名であり、文部科学省としては、これらの教員についても順次、派遣を行うべく、調整を行っております。

### 要望②：

- ・来年3月に帰国予定の派遣教師に対し、帰国後2週間の隔離費用に必要とするホテル滞在費や交通費について国の責任において給付することを望みます
- ・令和3年3月で任期が満了となる在外教育施設派遣教員の帰国にあたっては、①わが国の水際対策として要求される待機日数分の日当と宿泊料及び②自宅に帰るまでの交通費を、国家公務員等の旅費に関する法律に基づく定額の範囲内で支給することとしております。このことは、12月4日付の事務連絡（別添）にて、在外教育施設を通じ、該当する教員にも伝達しております。

### 要望③：

- ・教職員の増員や諸手当について、派遣教員の意見を十分に聞いたうえで、見直しを図ることを望みます

- ・ 文部科学省としても、在外教育施設における教育体制の充実は重要だと考えており、必要な予算の確保に努めております。
- ・ 令和3年度予算案においては、新型コロナウイルス感染症の影響により在外教育施設の児童生徒数が減少する中においても、在外教育施設の教育環境の一層の改善を行うべく、在外教育施設への派遣教員数について、対前年度10人増を確保しました。
- ・ 在外教育施設派遣教員の手当については、基本的に外務公務員に準じて措置しているところです。今年度においては、新型コロナウイルス感染症によって国内待機を余儀なくされ、国内で業務を行った派遣教師に対し、在勤基本手当及び国内住居手当を支給できるよう関係規則を改正するとともに、派遣予定地において発生した住居費や住居の解約等にかかった費用などに対する手当を支給しています。この手当の創設にあたっては、国会における船後議員からの御指摘のほか、在外教育施設の校長等を通じて寄せられた派遣教員の状況についての情報や御意見を踏まえ、検討を行いました。
- ・ 文部科学省としては、今後とも在外教育施設からの情報を踏まえ、派遣教員が在外教育施設において十分な役割を果たせるよう、引き続き丁寧に支援してまいります。